

マイナ保険証利用のご案内

令和5年3月1日より、マイナンバーカードを保険証として利用できるマイナ受付を開始しました。

(外来患者の方)

受診される都度、**1番窓口のカードリーダーでマイナ保険証を認証**した後、窓口で受付してください。



(入院患者の方)

入院前（退院時に行う場合は会計前）に**1番窓口のカードリーダーでマイナ保険証を認証**してください。また、入院中に歯科外来を受診される場合は、受診の都度認証手続きをしてください。

当院は診療情報を取得・活用することにより、より質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカードの保険証（マイナ保険証）の利用にご協力をお願いいたします。

○医療情報・システム基盤整備体制充実加算○

<初診の場合>

- ・ マイナンバー保険証を利用しない場合 60円×自己負担割合
- ・ マイナンバー保険証を利用し、薬剤情報等を取得し活用した場合
20円×自己負担割合

<再診の場合>

- ・ マイナンバー保険証を利用しない場合 20円×自己負担割合
- ・ マイナンバー保険証を利用し、薬剤情報等を取得し活用した場合 加算なし



どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！



就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！



◎マイナンバーカードの利用にはICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。

◎従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。